

2020年6月5日

株 主 各 位

大阪市福島区野田一丁目1番86号
大阪市中央卸売市場内

株式会社 大 水
代表取締役社長執行役員 山 橋 英 一 郎

第85回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第85回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、今回の株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、可能な限り株主総会当日のご来場はお控えいただき、書面により事前に議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

書面による事前の議決権の行使にあたりましては、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月22日（月曜日）午後4時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|------------------------------------|
| 1. 日 | 時 | 2020年6月23日（火曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 大阪市福島区野田二丁目13番9号
大水野田ビル3階 当社会議室 |

3. 目 的 事 項

報 告 事 項

1. 第85期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第85期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 取締役8名選任の件
第2号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

~~~~~  
株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.daisui.co.jp/>）に掲載させていただきます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

## 【重要】

### 新型コロナウイルス感染拡大の防止について (株主様へのお願い)

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、可能な限り株主総会当日のご来場は控えいただき、書面による事前の議決権の行使をお願いいたします。

本株主総会にご来場いただく場合でも、以下の点にご留意ください。

- (1) 必ずマスクをご持参、ご着用ください。
- (2) 会場入口において検温をさせていただく予定です。
- (3) 発熱の有無にかかわらず体調不良と見受けられる株主様や、マスクを着用でない株主様には、ご入場をお断りさせていただきます。
- (4) 株主様の座席の間隔を拡げるため、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため入場をお断りする場合がございます。
- (5) 開催時間短縮のため、議場における報告事項の報告（監査報告を含みます）及び議案の説明は大幅に省略させていただきますので、事前に書面にお目通しいただきますようお願い申し上げます。
- (6) 当社役員につきましても、感染拡大リスクの低減のため、株主総会当日の健康状態にかかわらず、一部の役員のみのお出席とさせていただく可能性があります。
- (7) このほか、会場では換気等の感染予防策を講じます。

新型コロナウイルス感染拡大の防止のため、何卒ご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )                            | 略歴、当社における地位、<br>担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                    | 所有する<br>当 社 の<br>株 式 の 数 |
|------------|-----------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 1          | やま はし えい いち ろう<br>山 橋 英 一 郎<br>(1956年11月23日生) | 1980年4月 日本水産株式会社入社<br>2009年6月 同社執行役員業務用食品部長<br>2011年3月 同社執行役員食品事業副執行、業務<br>用食品部長<br>2016年6月 当社取締役常務執行役員<br>2018年6月 当社取締役常務執行役員経営企画<br>室担当<br>2019年6月 当社代表取締役社長執行役員（現任）                                                                                                          | 20,000株                  |
| 2          | ゆ 湯 がみ のぶ もと<br>上 信 元<br>(1959年8月27日生)        | 1983年4月 日本水産株式会社入社<br>2006年3月 同社関西水産営業部長<br>2009年6月 当社執行役員営業本部長補佐<br>2010年4月 当社常務執行役員営業本部長<br>2013年1月 株式会社大分水産取締役（現任）<br>2013年6月 当社取締役執行役員営業本部長<br>2015年6月 当社取締役常務執行役員営業本部長<br>2019年5月 株式会社京都興産取締役（現任）<br>2019年6月 当社取締役常務執行役員経営企画<br>室担当（現任）<br>2020年4月 株式会社別府魚市代表取締役社長<br>（現任） | 10,000株                  |
| 3          | しげ みつ まこと<br>重 光 誠<br>(1955年1月23日生)           | 1977年4月 日本水産株式会社入社<br>2010年3月 同社監査室長<br>2014年6月 当社執行役員管理本部副本部長兼<br>総務広報部長<br>2016年6月 当社取締役上席執行役員管理本部<br>副本部長兼総務広報部長<br>2018年6月 当社取締役常務執行役員管理本部<br>長兼総務広報部長<br>2020年3月 当社取締役常務執行役員管理本部<br>長（現任）                                                                                  | 10,000株                  |
| 4          | なか の たか お<br>中 野 隆 雄<br>(1953年6月13日生)         | 1976年4月 当社入社<br>2004年7月 当社東部支社塩干部長<br>2007年6月 当社執行役員東部支社長<br>2014年4月 当社執行役員神戸支社長兼神戸東<br>部支社長<br>2016年6月 当社取締役上席執行役員神戸支<br>社長兼神戸東部支社長<br>2019年4月 当社取締役上席執行役員社長付<br>2019年6月 当社取締役上席執行役員営業本部長<br>（現任）                                                                              | 34,300株                  |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                           | 略歴、当社における地位、<br>担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 所有する<br>当社の<br>株式の数 |
|-------|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 5     | こ じま みのる<br>児 島 實<br>(1955年12月15日生)    | 1974年4月 京都魚市場株式会社入社<br>2012年4月 当社大阪本場支社鮮魚1部長<br>2015年6月 当社執行役員大阪本場支社鮮魚部<br>門統括兼鮮魚1部長<br>2016年6月 当社上席執行役員大阪本場支社長<br>代行兼鮮魚1部長<br>2017年4月 当社上席執行役員大阪本場支社長<br>兼鮮魚1部長<br>2017年6月 当社取締役上席執行役員大阪本場<br>支社長兼鮮魚1部長<br>2019年4月 当社取締役上席執行役員大阪鮮魚<br>統括兼大阪本場支社長(現任)                                                                                                 | 10,400株             |
| 6     | かた の ひろ お<br>片 野 博 雄<br>(1953年1月8日生)   | 1975年4月 当社入社<br>2005年7月 当社経理部長代理<br>2008年6月 当社取締役経理部長<br>2009年6月 当社執行役員内部監査室長<br>2014年4月 当社執行役員経理部長<br>2017年5月 丸魚食品株式会社監査役(現任)<br>2017年6月 当社上席執行役員管理本部副本部<br>長兼経理部長<br>2018年6月 当社取締役上席執行役員管理本部<br>副部長兼経理部長<br>2019年5月 株式会社京都興産監査役(現任)<br>2020年3月 当社取締役上席執行役員管理本部<br>副部長兼総務広報部長(現任)                                                                    | 50,000株             |
| 7     | まつ ば とち ゆき<br>松 葉 知 幸<br>(1951年3月10日生) | 1978年4月 弁護士登録(大阪弁護士会)<br>1981年4月 松葉法律事務所(現松葉・板野・中<br>村法律事務所)設立<br>2002年4月 大阪弁護士会副会長<br>2003年7月 特定非営利活動法人消費者ネット<br>関西理事<br>2004年4月 日本弁護士連合会代議員<br>2008年4月 近畿弁護士会連合会司法問題対策<br>委員会委員長<br>2009年4月 大阪弁護士会司法改革推進本部本<br>部長代行<br>2009年6月 当社取締役(現任)<br>2012年4月 日本弁護士連合会常務理事<br>2012年6月 特定非営利活動法人消費者ネット<br>関西理事長(現任)<br>2015年4月 大阪弁護士会会長<br>2015年4月 日本弁護士連合会副会長 | 一株                  |
| 8     | み たに たく み<br>三 谷 拓 己<br>(1962年12月28日生) | 1985年4月 日本水産株式会社入社<br>2012年4月 同社名古屋支社長<br>2020年3月 同社大阪支社長(現任)<br>2020年6月 同社執行役員大阪支社長(就任予定)                                                                                                                                                                                                                                                            | 一株                  |

(注) 1. 各氏を取締役候補者とした理由は、下記のとおりです。

- (1) 山橋英一郎氏は、水産業界における豊富な経験と専門性を有しており、当社の代表取締役社長執行役員として、当社の発展に貢献してまいりました。豊富な経験と専門性を活かし、引き続き当社の発展に寄与できるものとして、取締役候補者いたしました。
- (2) 湯上信元氏は、水産業界において長年従事し、営業部門を中心に当社の発展に貢献してまいりました。豊富な経験と専門性を活かし、引き続き当社の発展に寄与できるものとして、取締役候補者いたしました。

- (3) 重光誠氏は、水産業界において長年従事し、当社の管理本部長として当社の発展に貢献してまいりました。豊富な経験と専門性を活かし、引き続き当社の発展に寄与できるものとして、取締役候補者といたしました。
  - (4) 中野隆雄氏は、当社において長年勤務し、当社の営業本部長として当社の発展に貢献してまいりました。当社における豊富な経験と営業面での専門性を活かし、引き続き当社の発展に寄与できるものとして、取締役候補者といたしました。
  - (5) 児島實氏は、当社において長年勤務し、営業部門を中心に当社の発展に貢献してまいりました。当社における豊富な経験と営業面での専門性を活かし、引き続き当社の発展に寄与できるものとして、取締役候補者といたしました。
  - (6) 片野博雄氏は、当社において長年勤務し、当社の管理本部副本部長として当社の発展に貢献してまいりました。当社における豊富な経験と専門性を活かし、引き続き当社の発展に貢献できるものとして、取締役候補者といたしました。
  - (7) 松葉知幸氏は、社外取締役候補者であります。同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通しており、会社法及びコーポレートガバナンス・コードの期待する取締役会の経営監督機能をさらに強化できるものと判断したため、社外取締役候補者といたしました。
  - (8) 三谷拓己氏は、社外取締役候補者であります。同氏は水産業界での豊富な経験に基づき、社外取締役として、当社経営に対するご意見やご指導が当社の発展に寄与できるものと期待したため、社外取締役候補者といたしました。
2. 三谷拓己氏は、日本水産株式会社の大阪支社長（2020年6月に執行役員大阪支社長に就任予定）を兼務しております。当社は同社との間に商品の仕入れ等の取引があります。なお、他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
  3. 松葉知幸氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって11年となります。
  4. 松葉知幸氏は、当社との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第23条第2項の規定により、同法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。また、三谷拓己氏が選任された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
  5. 当社は、松葉知幸氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
  6. 三谷拓己氏は、新任の候補者であります。

**第2号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件**

本総会終結の時をもって任期满了により退任されます取締役真部誠司氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈したいと存じます。

なお、その具体的金額、時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

| 氏 名     |        |         |        | 略 歴                 |
|---------|--------|---------|--------|---------------------|
| まな<br>真 | べ<br>部 | せい<br>誠 | じ<br>司 | 2009年6月 当社代表取締役（現任） |

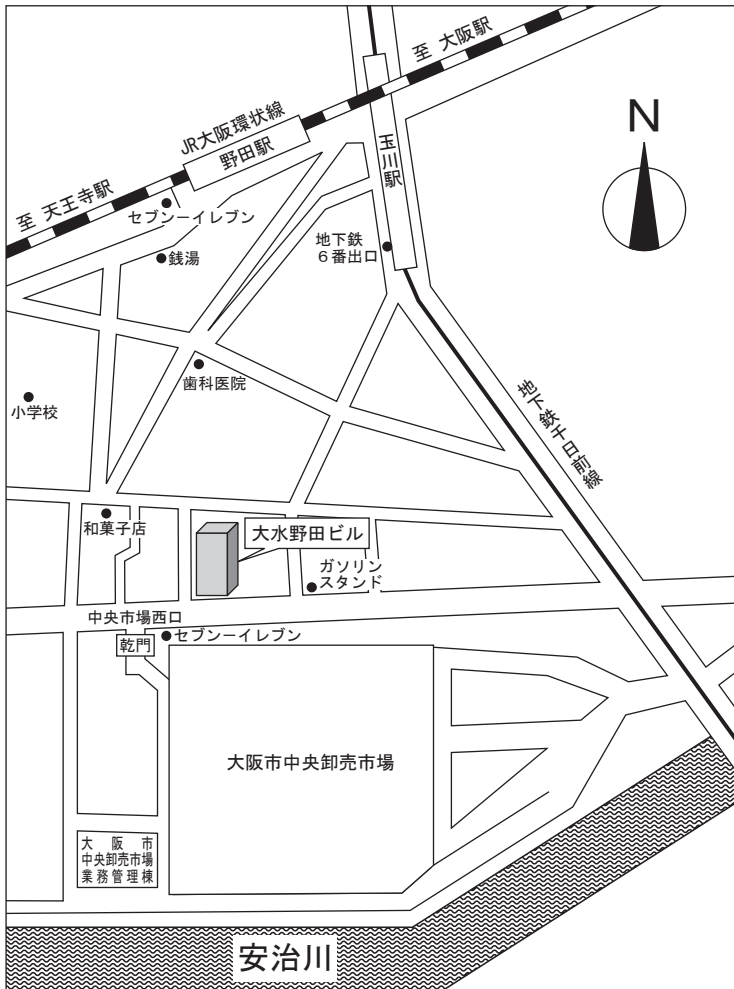
以 上

メ 毛

[illegible]

# 株主総会会場ご案内図

会 場 大阪市福島区野田二丁目13番9号  
大水野田ビル3階 当社会議室



最寄駅 ■ JR大阪環状線 野田駅下車 徒歩約10分  
■ 地下鉄千日前線 玉川駅下車 徒歩約10分



株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

# 第 85 期 報 告 書

(2019年4月1日から)  
(2020年3月31日まで)

事 業 報 告

連結貸借対照表

連結損益計算書

連結株主資本等変動計算書

連 結 注 記 表

貸 借 対 照 表

損 益 計 算 書

株主資本等変動計算書

個 別 注 記 表

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

会計監査人の監査報告書 謄本

監査役会の監査報告書 謄本

株式会社 大 水

# 事業報告

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### 1-1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、各種政策の効果もあり雇用や所得環境は改善が続いた一方、海外経済の不透明感から輸出や生産に弱さがみられるなど、力強さに欠ける状況となりました。さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響で経済活動は急速に落ち込んでいくなど、先行きは不透明な状況となりました。

当水産流通業界におきましては、国際的な水産物需要が高まった影響もあり、仕入れコストは上昇が続くなか、漁獲量の減少や暖冬の影響などもあり国内での荷動きは伸び悩みました。また、第4四半期にかけて発生した新型コロナウイルス感染症の拡大の影響で内食需要は伸びているものの、外食需要は大きく減少するなど、厳しい経営環境となりました。

このような状況のもと、当社グループでは、安全・安心な水産物を安定供給するという社会的使命を果たすべく、産地出荷者とのネットワークの強化や海外との取引強化等に努めてまいりました。

当連結会計年度の業績は、売上高は1,250億56百万円（前期比2.8%減）の減収となりましたが、利益面では、売上総利益率の向上により販売費および一般管理費の増加分を吸収し、営業利益は2億72百万円（前期比13.1%増）、経常利益は3億94百万円（前期比2.7%増）と増益を確保しました。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、今後の業績動向等を勘案し、繰延税金資産の回収可能性について慎重に検討した結果、繰延税金資産を取崩すこととし、1億11百万円の法人税等調整額を計上いたしました。そのため、親会社株主に帰属する当期純利益は1億68百万円となり、前連結会計年度は特別利益として固定資産売却益を計上するなどしたため、前期比58.7%減となりました。

各セグメントの業績は次のとおりであります。

【水産物販売事業】

水産物販売事業は、海外への販売は順調に推移したものの、天候不順等による不安定な漁獲状況や主力商材として期待していたサンマ等の青魚の不漁などの影響により国内の販売が伸び悩みましたが、第3四半期以降に売上総利益率が改善し利益面では堅調でありました。第4四半期後半には新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受け、高価格帯の商品を中心に売上が急減し、通期の売上高は1,248億70百万円（2.8%減）となりましたが、売上総利益は69億58百万円（前期比2.4%増）を確保することができ、セグメント利益は4億54百万円（前期比9.0%増）となりました。

【冷蔵倉庫等事業】

冷蔵倉庫等事業では、売上高は2億43百万円（前期比4.9%減）となりました。経費の削減に努めたものの、セグメント利益は6百万円（前期比20.3%減）となりました。

こうしたなか、当社グループは昨今の水産物卸売業を取り巻く急激な変化に対応すべく中期経営計画を策定し実行しております。そのなかで掲げた『生産者とお客様の求めるものを最適につなぐ水産物を中心とした卸売企業になる』という当社グループの目指すべき姿を実現するため、引き続き様々な課題解決に取り組んでまいります。

セグメントの概況

（単位：百万円）

| 事業セグメント | 売上高      | 営業利益      |
|---------|----------|-----------|
| 水産物販売事業 | 124,870  | 454       |
| 冷蔵倉庫等事業 | 243      | 6         |
| 計       | 125,114  | 460       |
| 調整額     | (注1) △57 | (注2) △188 |
| 合計      | 125,056  | 272       |

(注) 1. 売上高の調整額はセグメント間の内部売上高であります。

2. 営業利益の調整額は主に各セグメントに配分していない全社費用であります。

## 1-2. 資金調達等についての状況

### (1) 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達については特記すべき事項はありません。

### (2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資については特記すべき事項はありません。

## 1-3. 直前三事業年度の企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

| 区 分                 | 2016年度<br>第 82 期 | 2017年度<br>第 83 期 | 2018年度<br>第 84 期 | 2019年度<br>第85期(当期) |
|---------------------|------------------|------------------|------------------|--------------------|
| 売上高                 | 130,290          | 130,060          | 128,657          | 125,056            |
| 経常利益                | 555              | 448              | 383              | 394                |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益 | 449              | 365              | 406              | 168                |
| 1株当たり当期純利益          | 32円78銭           | 26円64銭           | 29円62銭           | 12円25銭             |
| 純資産                 | 6,345            | 6,815            | 7,007            | 6,831              |
| 総資産                 | 20,311           | 21,690           | 21,802           | 19,963             |
| 1株当たり純資産額           | 462円36銭          | 496円61銭          | 510円58銭          | 497円77銭            |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第84期の期首から適用しており、第83期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

#### 1-4. 対処すべき課題

##### (1) 経営方針・経営戦略等

当社グループは、「企業理念」並びに「経営理念」の下、水産物販売事業を中核とし、冷蔵倉庫事業など食料品に関する多様な事業を営んでおります。

水産物販売事業では、卸売市場法（2020年6月21日改正法施行）に基づき、京阪神地区を中心とした卸売市場において水産物卸売会社として、集荷・分荷・価格形成等を公正かつ透明性をもって行い、生鮮食料品等を国民に安定して供給する食品流通の核としての役割を担っております。

当社グループの属する水産流通業界は、海洋環境や気候変動等の影響により水産物の漁獲状況が増減するなど様々な要因が業績に影響しております。また消費者のライフスタイルの変化とともに水産物に求められるものが変わってきております。

こうした環境下で、国内の水産物消費は減少傾向が続いていますが、海外での需要は高まっています。

当社グループは、こうした水産物の調達面と流通面の変化を捉えて、水産物流通の核としての役割は堅持しつつ、新たな需要の開拓や付加価値の向上に努めて参ります。

##### 『企業理念』

大水グループは、自然の恵みに感謝し、古（いにしえ）からの食文化を守り、新たな食の創造に挑戦していきます

<企業理念に込めた思い>

水産資源の持続的利用と地球環境の保全につながる思い

⇒「自然の恵みに感謝する」

歴史ある日本の食文化の伝統や卸売市場の役割を支えていきたい思い

⇒「古（いにしえ）からの食文化を守る」

様々な環境変化を先取りし、食を通じて人々の健康と幸福に貢献したい思い

⇒「新たな食の創造に挑戦する」

##### 『経営理念』

①水産物流通の担い手として誇りを持ち、人々の健康と幸福に貢献します。

②企業も社員も常に質の向上を目指し、変革を推進していきます。

③社員全員が働きがいの持てる企業を創っていきます。

④企業として顧客、仕入先、株主など関係者からの期待に応え、社会的信頼を高めます。

⑤関西を基盤に世界を視野に入れた活動をしていきます。

##### (2) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループでは、成長性と収益性を確保するという観点から、企業収益の基本的な指標となる「売上高」及び「経常利益」を収益性判断の重要な指標として位置づけております。

なお、当社グループが目指す2021年度の数値目標（連結ベース）は、売上高1,350億円、経常利益7億円であります。新型コロナウイルス感染拡大の影響によっては、今後中期経営計画の目標数値を見直す可能性があります。

（注）現行会計基準による目標売上高であります。2021年度には「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日）を適用予定であります。

### (3) 経営環境及び優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社グループの中心となる水産物卸売事業を取り巻く環境は、大変厳しい状況にあります。漁獲が不安定で、特に近年は、イカ、サケ、サンマなどの主要な魚種が不漁であることに加え、水産物流通の多様化により卸売市場を経由しての取扱量が減少しています。また、消費者ニーズの変化により水産物消費の減少傾向が続いております。

一方、健康志向の高まりや魚のおいしさが見直されつつあるなど、水産物に対する潜在需要はあると思われます。また世界での水産物の生産量は増加傾向にあり、水産業は成長産業と言われております。

こうした環境下に加え、2020年6月より改正卸売市場法が施行されます。卸売市場の位置づけは食品流通の核としては変わらないながらも、新たな需要の開拓や付加価値の向上など新たな役割が求められています。加えて、新型コロナウイルス感染拡大の影響が、水産物の需要と供給に今後どのような変化をもたらすのか、以前にも増して不透明な状況になっています。

こうした急激かつ大きな環境変化の中ではありますが、2021年度を最終年度とする中期経営3カ年計画で当社グループの目指す姿とその実現のために掲げた課題を確実にかつスピードをもって実行していくことが、当社グループの社会的使命でありステークホルダーの皆様の期待に応えるものと考えております。

また、当社は2020年4月1日付けで株式会社別府魚市の全株式を取得しました。同社を当社のグループ会社とすることで、大分県を中心とした集荷・販売体制を強化し、更なる事業拡大と企業価値向上を図っていきます。

#### <目指す姿>

生産者とお客様の求めるものを最適につなぐ水産物を中心とした卸売企業になる

#### <5つの課題>

①営業力と調達力を強くして、成長する。

生産者との関係をより強化する他、流通及び加工の最適な仕組み作りや差別化できる商品を取り扱っていく。

②収益力を高めて、質の向上を図る。

業務の見直しを行い生産性の向上を図り、価値の高い仕事への取組みや仕事の質を向上させることで収益力の向上につなげていく。また、物流費及び管理費の見直しを行うほか、IT機器の活用を推進していく。

③社員が誇りを持ち、働きがいのある職場にする。

働き方改革を推進し、業務の標準化、IT化等で生産性を高めていくとともに、人事制度の見直し、社員教育の充実を図っていく。

④企業として社会からの信頼を高め、一段上を目指す。

財務体質の強化及びコンプライアンス・ガバナンス体制の強化を図る。また、SDGsへの取り組みや社会貢献活動を充実させていく。

⑤関西を基盤に、世界の水産物市場を視野に入れて活動する。

京阪神を中心に7市場を持つ強みを生かすとともに、グループ会社との連携をより強化し企業価値の向上を図る。またM&Aや業務提携にも積極的に取り組み事業の拡大を目指す。

#### 1-5. 企業集団の主要な事業セグメント (2020年3月31日現在)

| 事業      | 事業内容                             |
|---------|----------------------------------|
| 水産物販売事業 | 中央卸売市場を主要拠点として水産物等の販売事業を行っております。 |
| 冷蔵倉庫等事業 | 水産物の物流拠点として冷蔵倉庫事業を行っております。       |

#### 1-6. 主要な営業所及び使用人の状況

##### (1) 企業集団の主要拠点等 (2020年3月31日現在)

| 会社名        | 営業所名      | 所在地     |
|------------|-----------|---------|
| 当 社        | 本社・大阪本場支社 | 大阪市福島区  |
|            | 東部支社      | 大阪市東住吉区 |
|            | 北部支社      | 大阪府茨木市  |
|            | 京都支社      | 京都市下京区  |
|            | 神戸支社      | 神戸市兵庫区  |
|            | 神戸支社明石営業部 | 兵庫県明石市  |
|            | 神戸東部支社    | 神戸市東灘区  |
| 株式会社京都興産   | 本社        | 大阪市北区   |
| 丸魚食品株式会社   | 本社        | 京都市南区   |
| 株式会社大分水産   | 本社        | 大分県大分市  |
| 大阪東部冷蔵株式会社 | 本社・物流センター | 大阪市東住吉区 |

(注) 2020年4月1日に株式会社別府魚市(所在地:大分県別府市)の全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

##### (2) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

###### ①企業集団の使用人の状況

| 事業種類    | 使用人数       | 前連結会計年度末比増減 |
|---------|------------|-------------|
| 水産物販売事業 | 421名(151名) | 6名増(3名増)    |
| 冷蔵倉庫等事業 | 17名(8名)    | 1名増(2名減)    |
| 全社(共通)  | 5名(―)      | ―(―)        |
| 合 計     | 443名(159名) | 7名増(1名増)    |

(注) 1. 使用人数は、就業員数であり、パートタイマーは( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 全社(共通)として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない部門に所属しているものであります。

###### ②当社の使用人の状況

| 使用人数       | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------------|-----------|-------|--------|
| 350名(132名) | 11名増(1名増) | 46.0歳 | 20.6年  |

(注) 使用人数は、就業員数であり、パートタイマーは( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## 1-7. 重要な子会社の状況

| 会 社 名               | 出 資 比 率<br>% | 主 要 な 事 業 内 容 |
|---------------------|--------------|---------------|
| 株 式 会 社 京 都 興 産     | 100.0        | 水産物販売事業       |
| 丸 魚 食 品 株 式 会 社     | 100.0        | 水産物販売事業       |
| 株 式 会 社 大 分 水 産     | 100.0        | 水産物販売事業       |
| 大 阪 東 部 冷 蔵 株 式 会 社 | 100.0        | 冷蔵倉庫事業        |

(注) 2020年4月1日に株式会社別府魚市（主要な事業内容：水産物販売事業）の全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

## 1-8. 主要な借入先及び借入額 （2020年3月31日現在）

| 借 入 先                   | 借 入 残 高<br>百万円 |
|-------------------------|----------------|
| 農 林 中 央 金 庫             | 1,000          |
| 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行   | 750            |
| 三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社 | 350            |

(注) 借入残高には、当社が発行した社債の引受残高が含まれております。

## 1-9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

配当政策に関する基本方針は、業績が消費動向に大きく影響される特質を踏まえたうえで、将来に向けた安定的な収益基盤づくりのために内部留保の充実を図り、株主の皆様へ安定した配当を継続的に行うこととしております。

剰余金の配当は期末配当の年1回を基本的な方針としており、上記政策に基づき取締役会で配当を決議しております。

なお、当期の期末配当については1株当たり5円とすることを決議いたしました。

## 1-10. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式に関する事項（2020年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 47,800,000株
- (2) 発行済株式の総数 13,774,819株
- (3) 株主数 3,052名
- (4) 大株主の状況（上位10名）

| 株 主 名           | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|-----------------|-------|---------|
|                 | 千株    | %       |
| 日 本 水 産 株 式 会 社 | 4,303 | 31.35   |
| 株 式 会 社 極 洋     | 1,180 | 8.60    |
| 農 林 中 央 金 庫     | 694   | 5.05    |
| 大 水 従 業 員 持 株 会 | 527   | 3.84    |
| 株 式 会 社 ベ ニ レ イ | 497   | 3.62    |
| ニ チ モ ウ 株 式 会 社 | 450   | 3.27    |
| 中 部 水 産 株 式 会 社 | 259   | 1.88    |
| 寶 船 冷 蔵 株 式 会 社 | 225   | 1.64    |
| 利 州 株 式 会 社     | 215   | 1.56    |
| 大 起 産 業 株 式 会 社 | 196   | 1.43    |

- (注) 1. 持株比率は自己株式（49,931株）を控除して計算しております。  
2. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。

## 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### 4-1. 会社役員の状況 (2020年3月31日現在)

| 氏 名       | 地 位             | 担 当                 | 重 要 な 兼 職 の 状 況              |
|-----------|-----------------|---------------------|------------------------------|
| 真 部 誠 司   | 代表取締役<br>会長     |                     |                              |
| 山 橋 英 一 郎 | 代表取締役<br>社長執行役員 |                     |                              |
| 湯 上 信 元   | 取締役<br>常務執行役員   | 経営企画室担当             | 株式会社京都興産 取締役<br>株式会社大分水産 取締役 |
| 重 光 誠     | 取締役<br>常務執行役員   | 管理本部長               |                              |
| 中 野 隆 雄   | 取締役<br>上席執行役員   | 営業本部長               |                              |
| 児 島 實     | 取締役<br>上席執行役員   | 大阪鮮魚統括<br>兼大阪本場支社長  |                              |
| 片 野 博 雄   | 取締役<br>上席執行役員   | 管理本部副本部長<br>兼総務広報部長 | 株式会社京都興産 監査役<br>丸魚食品株式会社 監査役 |
| 松 葉 知 幸   | 取 締 役           |                     | 弁護士（松葉・板野・中村法律事務所）           |
| 新 藤 哲 也   | 取 締 役           |                     | 日本水産株式会社 執行役員広域営業本部長         |
| 内 山 和 彦   | 常 勤 監 査 役       |                     |                              |
| 百 々 季 仁   | 監 査 役           |                     | 公認会計士<br>株式会社エースアドバイザー 代表取締役 |
| 傍 島 康 之   | 監 査 役           |                     | 株式会社極洋 大阪支社長                 |

- (注) 1. 取締役松葉知幸氏及び新藤哲也氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役内山和彦氏、百々季仁氏及び傍島康之氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役百々季仁氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役松葉知幸氏及び監査役百々季仁氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出をしております。
5. 株式会社京都興産、丸魚食品株式会社及び株式会社大分水産は、当社の子会社であります。
6. 当社は、日本水産株式会社及び株式会社極洋との間に営業上の取引があります。  
また、当社は、松葉・板野・中村法律事務所及び株式会社エースアドバイザーとの間には、記載すべき特別の関係はありません。
7. 監査役松尾達二氏は2019年6月20日に辞任いたしました。

#### 4-2. 取締役、監査役ごとの報酬等の総額

| 区 分   | 支給人数 | 報酬等の額  |
|-------|------|--------|
| 取 締 役 | 9名   | 135百万円 |
| 監 査 役 | 4名   | 21百万円  |
| 計     | 13名  | 157百万円 |

- (注) 1. 上記には、2019年6月20日開催の第84回定時株主総会の終結の時をもって退任した監査役1名が含まれております。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 上記報酬の他、使用人兼務取締役6名に使用人分給与として88百万円支給しております。
4. 取締役の報酬限度額は、2019年6月20日開催の第84回定時株主総会において年額3億30百万円以内（うち社外取締役分30百万円以内）と決議いただいております。なお、この報酬額には使用人兼務取締役の使用人分給与を含めております。
5. 監査役の報酬限度額は、1987年6月26日開催の第52回定時株主総会において月額4百万円以内と決議いただいております。
6. 報酬等の額には当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額21百万円（取締役7名20百万円、監査役1名1百万円）を含めております。

#### 4-3. 各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する事項 記載すべき事項はありません。

#### 4-4. その他会社役員に関する重要な事項 該当事項はありません。

#### 4-5. 各社外役員の主な活動状況

| 区 分   | 氏 名     | 主 な 活 動 状 況                                                                                 |
|-------|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役 | 松 葉 知 幸 | 当事業年度開催の取締役会17回のすべてに出席して、必要に応じ弁護士として独立した観点から発言を行っております。                                     |
| 取 締 役 | 新 藤 哲 也 | 当事業年度開催の取締役会17回のうち14回に出席して、必要に応じ水産業界で培った豊富な経験・見地から発言を行っております。                               |
| 監 査 役 | 内 山 和 彦 | 当事業年度開催の監査役会13回のすべてに出席し、また取締役会17回のすべてに出席して、主に金融業界で培った豊富な経験・見地から、必要に応じ発言を行っております。            |
| 監 査 役 | 百 々 季 仁 | 当事業年度開催の監査役会13回のすべてに出席し、また取締役会17回のうち16回に出席して、必要に応じ公認会計士として独立した観点から発言を行っております。               |
| 監 査 役 | 傍 島 康 之 | 2019年6月20日就任以降に開催された監査役会9回のうち8回に出席し、また取締役会13回のうち12回に出席して、必要に応じ水産業界で培った豊富な経験・見地から発言を行っております。 |

#### 4-6. 責任限定契約に関する事項

##### 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等を除く）及び監査役の責任限定契約に関する規定を定款に設けております。

当該定款に基づき、当社が取締役松葉知幸氏、新藤哲也氏及び監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりです。

##### ①取締役の責任限定契約

取締役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとする。

##### ②監査役の責任限定契約

監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとする。

#### 4-7. 社外役員の報酬等の総額

|              | 支給人数 | 報酬等の額 | 子会社からの役員報酬等 |
|--------------|------|-------|-------------|
| 社外役員の報酬等の総額等 | 6名   | 28百万円 | -           |

(注) 1. 上記には、2019年6月20日開催の第84回定時株主総会の終結の時をもって退任した監査役1名が含まれております。

2. 報酬等の額には当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額1百万円（社外監査役1名1百万円）を含めております。

#### 4-8. 記載内容についての社外役員の意見

該当事項はありません。

#### 4-9. 社外取締役を置くことが相当でない理由

該当事項はありません。

## 5. 会計監査人に関する事項

5-1. 名称 EY新日本有限責任監査法人

### 5-2. 辞任した又は解任された会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

### 5-3. 現在の業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

### 5-4. 過去2年間の業務停止処分に関する事項のうち、会社が事業報告の内容とすべきと判断した事項

該当事項はありません。

### 5-5. 責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

### 5-6. 会計監査人の報酬等の額

|                                     | 支 払 額 |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 37百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 37百万円 |

- (注) 1. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、監査活動に係る体制・時間配分の妥当性、また前期監査の遂行状況や報酬見積りの相当性について確認・検討した結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### 5-7. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### 5-8. 解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、会計監査人の変更が妥当であると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

### 6-1. 決議の内容の概要

当社は、法令及び定款、社内諸規程を遵守し、経営の健全性、透明性、収益性、成長性を確保し、永続的に企業価値を高めていく上で、内部統制システムを重要な基盤として捉え内部統制の強化と、その有効性の継続的な運用を図っていきます。

- (1) 当社及び子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ① 役職員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、「企業理念」「経営理念」「大水行動規範」を制定し、役職員はこれを遵守する。
  - ② 「取締役会規則」をはじめとする社内諸規程を制定し、その徹底を図る。
  - ③ 当社法務担当部署をコンプライアンスの統括部署とし、コンプライアンス委員会においてコンプライアンス上の諸課題を審議すると共に、法務担当部署と同委員会は連携して役職員に対する教育研修を実施する。
  - ④ 役職員の職務執行の適切性を確保するため、社長直轄の内部監査室を設置する。内部監査室は「内部監査規程」に基づき当社及び子会社に対する監査を実施する。また、内部監査室は必要に応じて会計監査人と情報交換を行い効率的な内部監査を実施する。
  - ⑤ 当社及び子会社のコンプライアンスに係る内部通報及び相談窓口として、内部監査室及び社外の弁護士へのホットラインを設けると共に、役職員がコンプライアンスに係る意見を投書することができる投書箱を、当社及び子会社の全拠点に設置する。
  - ⑥ 「大水行動規範」に基づき、公共の秩序や安全を脅かす反社会的な勢力には毅然とした態度で臨み、不当な要求等を一切排除する。また、その行動指針となる、「反社会的勢力との取引排除規程」の整備を行う。
- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ① 取締役会議事録、稟議書、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取り扱いは、「文書管理規程」等の社内規程に基づき文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。
  - ② 当該文書の管理部署である総務担当部署は、取締役及び監査役の閲覧請求に対して、いつでもこれらの文書を閲覧に供する。
- (3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ① 「リスクマネジメント規程」を制定のうえ、多様なリスクを可能な限り未然に防止するものとし、危機発生時の企業価値の毀損を極小化するための体制として、当社の社長及び執行役員で構成されるリスクマネジメント会議を設置し、当社及び子会社のリスクマネジメント推進に係る課題及び対応策を定期的に審議する。
  - ② 不測の事態や危機の発生時に当社及び子会社の事業継続を図るため「危機管理規程」を策定し、役職員に周知する。

- (4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 定期の取締役会を原則として毎月 1 回開催するほか、機動的に意思決定を行うため臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務遂行に支障を来たさぬ体制を確保する。
  - ② 当社の取締役会の下に執行役員で構成された経営会議を設置して定期的に開催するものとし、取締役会の意思決定に資するため、取締役会付議事項の事前検討を行うほか、取締役会で決定した方針及び計画に基づき、取締役会の指示、意思決定を執行役員に伝達する。また社長は執行役員に経営の現状を説明し、各執行役員は各自の業務執行状況の報告を行う。
  - ③ 当社の取締役会の下に執行役員及び子会社の社長で構成されたグループ経営会議を設置して定期的に開催するものとし、当社社長は執行役員及び子会社の社長にグループ経営の現状を説明するほか、子会社における諸課題を審議する。
  - ④ 日常の職務の遂行において、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等の社内諸規程に基づき、権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を分担する。
  - ⑤ 「関係会社管理規程」を制定し、子会社の取締役の職務の執行に関する意思決定、当社への報告等に関する手続きを定める。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 「企業理念」「経営理念」「大水行動規範」を当社グループで共有し、グループとしての企業価値の向上と業務の適正を確保する。
  - ② 内部監査室による業務監査により、当社グループの業務全般にわたる内部統制の適正性と有効性を確保する。
  - ③ 当社より子会社に取締役及び監査役を派遣し、法令違反、不正行為の抑止、未然防止を図る体制を整備する。
- (6) 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- 「関係会社管理規程」において、子会社における経営上の重要事項の当社への報告を義務づける。また、グループ経営会議において、子会社社長から職務の執行状況の報告を受ける。
- (7) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役の職務を補助すべき使用人は、必要に応じその人員を確保する。
  - ② 当該使用人が監査役の職務を補助すべき期間中の指揮権は監査役に委譲され、取締役の指揮命令を受けないことにより、その独立性を確保する。
  - ③ 当該使用人の人事評価については、監査役会の意見を尊重することにより、監査役からの指示の実効性を確保する。

- (8) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制
- ①当社の監査役への報告事項は以下のとおりとする。
- a) 取締役会及び経営会議並びにグループ経営会議で決議又は報告された事項
  - b) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
  - c) 内部監査の実施状況及びその結果
  - d) 重大な法令違反等
- ②役職員は、当社の監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
- ③当社及び子会社の内部通報制度の担当部署である内部監査室は、内部通報・相談の状況及び通報・相談された事案の内容について、定期的に当社の監査役に報告する。
- (9) 上記 (8) の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社監査役に上記 (8) の報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止すると共に、その旨を役職員に対する教育研修等を通じて周知徹底する。
- (10) 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用を請求したときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- (11) その他当社の監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ①代表取締役及び内部監査室は、監査役と定期的に意見交換を行う。
  - ②監査役は、取締役会に出席するとともに、経営会議等重要な会議に出席することにより、重要な報告を受ける体制とする。
  - ③監査役会は定期的に会計監査人から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し監査の有効性、効率性を高める。
- (12) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 内部統制委員会を設置し、代表取締役社長を委員長として財務報告の適正を確保するため、全社的な統制活動及び各業務のプロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築する。

## 6-2. 体制の運用状況の概要

### (1) リスク管理に対する取り組み

「リスクマネジメント規程」に基づき、社長及び執行役員をもって構成するリスクマネジメント会議を四半期に1回開催し、同会議に子会社社長も参加して、大水グループとしての当年度のリスクマネジメント運営プログラムを決定のうえ、運営状況を評価、審議し、リスク回避策を講じました。これらの運用状況は取締役会に報告しました。子会社でのリスク対策についても、年に2回、同会議に報告され、取組内容の評価を行いました。

また、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、本年3月より「危機管理規程」に基づいて対策本部を設置し、各卸売市場開設者等と連携して感染予防に取り組んだほか、万一感染者が発生した場合でも業務を継続できるよう、事業継続計画（BCP）の策定にも取り組みました。

### (2) 職務執行の効率性の確保のための取り組み

「経営会議規程」に基づき、社長及び執行役員をもって構成する経営会議を毎月1回開催し、業務全般に対する方針を審議し、業績レビューを行いました。また、社長及び執行役員に子会社社長を加えたグループ経営会議を四半期に1回開催し、子会社の業務全般に対する方針を審議し、業績レビューを行い、グループ各社の連携についても検討しました。これらの会議で審議した重要事項は取締役会に報告又は提議しました。

### (3) コンプライアンスに対する取り組み

管理本部長を委員長とするコンプライアンス委員会を毎月1回開催し、コンプライアンスに関する事項を審議しました。コンプライアンス委員会の運営状況及びコンプライアンス上の重要事項は上記(1)記載のリスクマネジメント会議にも報告しました。

また、「コンプライアンス・ハンドブック」及び「コンプライアンスの手引」を全従業員に配布したほか、企業理念、経営理念を一部改訂し、ホームページ等に掲載しました。

さらに、半期に1回、全従業員を対象にコンプライアンス研修会を実施し、コンプライアンス意識の向上に取り組みました。

このほか、内部監査室及び社外の法律事務所に内部通報窓口を設けるとともに、子会社を含め各拠点に懸案事項を匿名でも投書できる投書箱を設置し、従業員が内部通報しやすい環境を整えました。この内部通報制度について、コンプライアンス研修会において制度の目的等を周知しました。さらにハラスメント相談受付窓口となる担当者を各拠点に配置し、ハラスメント案件の把握と早期解決に努めました。

### (4) 監査役監査の実効性の確保のための取り組み

常勤監査役は、リスクマネジメント会議、経営会議、コンプライアンス委員会、コンプライアンス研修会等の重要な会議、委員会、研修会に出席したほか、子会社を含む取締役や従業員からの資料の提出を求め、聴取を行い、業務の執行状況を確認しました。

また、内部通報制度の運用状況について、内部監査室より適宜報告を受けました。その他、取締役、会計監査人及び内部監査室との間で情報交換を行い、意思疎通を図りました。

## 7. 株式会社の支配に関する基本方針に関する事項

該当事項はありません。

## 8. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

## 9. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

---

本事業報告中の記載金額は、表示数値未満の端数を切り捨てて表示しております。ただし、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益については、表示数値未満を四捨五入しております。

# 連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目         | 金 額    | 科 目             | 金 額    |
|-------------|--------|-----------------|--------|
| ( 資 産 の 部 ) |        | ( 負 債 の 部 )     |        |
| 流動資産        | 14,788 | 流動負債            | 9,375  |
| 現金及び預金      | 2,945  | 支払手形及び買掛金       | 6,728  |
| 受取手形及び売掛金   | 7,698  | 短期借入金           | 1,450  |
| 商品及び製品      | 3,545  | 1年内返済予定の長期借入金   | 250    |
| 短期貸付金       | 300    | 未払金             | 392    |
| 未収消費税等      | 141    | 未払法人税等          | 104    |
| その他         | 171    | 賞与引当金           | 151    |
| 貸倒引当金       | △15    | その他             | 297    |
| 固定資産        | 5,175  | 固定負債            | 3,756  |
| 有形固定資産      | 2,778  | 長期借入金           | 500    |
| 建物及び構築物     | 853    | 社債              | 500    |
| 機械装置及び運搬具   | 67     | 繰延税金負債          | 269    |
| 器具及び備品      | 112    | 再評価に係る繰延税金負債    | 251    |
| 土地          | 1,723  | 役員退職慰労引当金       | 230    |
| リース資産       | 22     | 退職給付に係る負債       | 1630   |
| 無形固定資産      | 74     | その他             | 374    |
| ソフトウェア      | 50     | 負 債 合 計         | 13,131 |
| 電話加入権       | 9      | ( 純 資 産 の 部 )   |        |
| その他         | 14     | 株主資本            | 5,975  |
| 投資その他の資産    | 2,322  | 資本金             | 2,352  |
| 投資有価証券      | 2,054  | 資本剰余金           | 497    |
| 長期貸付金       | 365    | 利益剰余金           | 3,145  |
| 破産更生債権等     | 655    | 自己株式            | △19    |
| 固定化営業債権     | 800    | その他の包括利益累計額     | 856    |
| 繰延税金資産      | 21     | その他有価証券評価差額金    | 665    |
| その他         | 135    | 繰延ヘッジ損益         | 7      |
| 貸倒引当金       | △1,711 | 土地再評価差額金        | 217    |
| 資 産 合 計     | 19,963 | 退職給付に係る調整累計額    | △34    |
|             |        | 純 資 産 合 計       | 6,831  |
|             |        | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 19,963 |

# 連 結 損 益 計 算 書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金   | 額       |
|-----------------|-----|---------|
| 売上高             |     | 125,056 |
| 売上原価            |     | 118,064 |
| 売上総利益           |     | 6,992   |
| 販売費及び一般管理費      |     | 6,719   |
| 営業利益            |     | 272     |
| 営業外収益           |     |         |
| 受取利息            | 7   |         |
| 受取配当金           | 80  |         |
| 受取賃貸料           | 141 |         |
| 貸倒引当金戻入額        | 17  |         |
| その他             | 16  | 262     |
| 営業外費用           |     |         |
| 支払利息            | 21  |         |
| 賃貸費用            | 81  |         |
| 為替差損            | 27  |         |
| その他             | 11  | 141     |
| 経常利益            |     | 394     |
| 特別損失            |     |         |
| 減損損失            | 7   | 7       |
| 税金等調整前当期純利益     |     | 387     |
| 法人税、住民税及び事業税    | 107 |         |
| 法人税等調整額         | 111 | 218     |
| 当期純利益           |     | 168     |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 |     | —       |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |     | 168     |

## 連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                               | 株 主 資 本 |       |           |         |        |
|-------------------------------|---------|-------|-----------|---------|--------|
|                               | 資 本 金   | 資本剰余金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株主資本合計 |
| 2019年4月1日残高                   | 2,352   | 497   | 3,059     | △19     | 5,889  |
| 連結会計年度中の変動額                   |         |       |           |         |        |
| 剰 余 金 の 配 当                   |         |       | △82       |         | △82    |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益           |         |       | 168       |         | 168    |
| 自 己 株 式 の 取 得                 |         |       |           | △0      | △0     |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) |         |       |           |         |        |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | －       | －     | 85        | △0      | 85     |
| 2020年3月31日残高                  | 2,352   | 497   | 3,145     | △19     | 5,975  |

|                               | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額  |                   |                   |                               |                                 | 純資産合計 |
|-------------------------------|------------------------|-------------------|-------------------|-------------------------------|---------------------------------|-------|
|                               | そ の 他<br>有価証券<br>評価差額金 | 繰 延<br>ヘ 損<br>ジ 益 | 土 地<br>再 評<br>価 金 | 退 職 給 付<br>に 係 る 調<br>整 累 計 額 | そ の 他 の<br>包 括 利 益<br>累 計 額 合 計 |       |
| 2019年4月1日残高                   | 878                    | 4                 | 217               | 17                            | 1,118                           | 7,007 |
| 連結会計年度中の変動額                   |                        |                   |                   |                               |                                 |       |
| 剰 余 金 の 配 当                   |                        |                   |                   |                               |                                 | △82   |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益           |                        |                   |                   |                               |                                 | 168   |
| 自 己 株 式 の 取 得                 |                        |                   |                   |                               |                                 | △0    |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) | △213                   | 3                 | －                 | △51                           | △261                            | △261  |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | △213                   | 3                 | －                 | △51                           | △261                            | △175  |
| 2020年3月31日残高                  | 665                    | 7                 | 217               | △34                           | 856                             | 6,831 |

(連結注記表)

## I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

### 1. 連結の範囲に関する事項

子会社は(株)京都興産、丸魚食品(株)、(株)大分水産及び大阪東部冷蔵(株)の4社であり、すべてを連結の範囲に含めております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の関連会社はありません。
- (2) 持分法を適用していない関連会社は大阪府中央卸売市場水産物精算(株)、大分魚函サービス(株)、大分水産物精算(株)であります。
- (3) 持分法を適用していない関連会社は、当期純損益及び利益剰余金(ともに持分に見合う額)等に及ぼす影響は軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

##### ② たな卸資産

主として個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

##### ③ デリバティブ

時価法を採用しております。

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法を採用しております。

(リース資産を除く)

但し、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。また、大阪東部冷蔵(株)は建物及び構築物について定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|           |       |
|-----------|-------|
| 建物及び構築物   | 7～50年 |
| 機械装置及び運搬具 | 6～17年 |
| 器具及び備品    | 4～20年 |

- ② 無形固定資産  
(リース資産を除く)
- ③ リース資産
- (3) 重要な引当金の計上基準
  - ① 貸倒引当金
 

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
  - ② 賞与引当金
 

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
  - ③ 役員退職慰労引当金
 

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る負債の計上基準
  - ① 退職給付見込額の期間帰属方法
 

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
  - ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
 

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（７年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（７年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。
  - ③ 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の費用処理方法
 

数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
  - ④ その他の退職給付に係る会計処理の方法
 

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方

法を用いた簡便法を適用しております。  
また、当社の執行役員に係る退職金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を合わせて計上しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約取引については、振当処理の要件を充たしている場合は振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

ヘッジ対象

為替予約

外貨建金銭債権債務及び予定取引

③ ヘッジ方針

主に当社の内規である「経理規程」及び「輸出入取引に伴う外国為替管理規程」に基づき、外貨建取引について、該当部署が実需の範囲内で個別に為替予約を実施し、全体のポジションは経理部が管理し、為替変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の資産・負債等に関する重要な条件が同一であり、有効性がおおむね100%であることが明らかであるため、有効性の判定は省略しております。

(6) 消費税等の会計処理の方法

消費税等の会計処理は税抜方式により、控除対象外消費税等は、当連結会計年度の費用として処理しております。

## Ⅱ 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

中央卸売市場にて卸売業務を行うための預託保証金として次の資産を担保に供しております。

投資有価証券 28百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,984百万円

3. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、2002年3月31日に事業用の土地の再評価を行い、評価差額のうち、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。なお、当連結会計年度末の時価と再評価後の帳簿価額との差額は305百万円であります。

## Ⅲ 連結損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

#### Ⅳ 連結株主資本等変動計算書に関する注記

##### 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位：株)

| 株 式 の 種 類 | 当連結会計年度<br>期首株式数 | 当連結会計年度<br>増加株式数 | 当連結会計年度<br>減少株式数 | 当連結会計年度<br>末株式数 |
|-----------|------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 発行済株式     |                  |                  |                  |                 |
| 普通株式      | 13,774,819       | —                | —                | 13,774,819      |
| 合計        | 13,774,819       | —                | —                | 13,774,819      |
| 自己株式      |                  |                  |                  |                 |
| 普通株式(注)   | 49,899           | 32               | —                | 49,931          |
| 合計        | 49,899           | 32               | —                | 49,931          |

(注) 普通株式の自己株式の増加は、全て単元未満株式の買取りによるものであります。

##### 2. 配当に関する事項

###### (1) 配当金支払額等

| 決 議                | 株 式 の<br>種 類 | 配 当 の<br>原 資 | 配 当 金<br>の 総 額 | 1 株<br>当たり<br>配当額 | 基 準 日      | 効 力 発 生 日 |
|--------------------|--------------|--------------|----------------|-------------------|------------|-----------|
| 2019年5月13日<br>取締役会 | 普 通 式<br>株   | 利 益<br>剰 余 金 | 82百万円          | 6円                | 2019年3月31日 | 2019年6月4日 |

###### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決 議                | 株 式 の<br>種 類 | 配 当 の<br>原 資 | 配 当 金<br>の 総 額 | 1 株<br>当たり<br>配当額 | 基 準 日      | 効 力 発 生 日 |
|--------------------|--------------|--------------|----------------|-------------------|------------|-----------|
| 2020年5月12日<br>取締役会 | 普 通 式<br>株   | 利 益<br>剰 余 金 | 68百万円          | 5円                | 2020年3月31日 | 2020年6月8日 |

## V 金融商品の時価に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、短期的な運転資金を銀行等からの借入により調達しております。また一時的な余資については流動性の高い金融資産を中心に運用しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、当社の販売管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

投資有価証券は主として株式であり、上場株式については経理部にて四半期ごとに時価の把握を行っており、必要に応じて取締役会に報告しております。

支払手形及び買掛金はそのほとんどが短期間に決済されるものであります。デリバティブ取引は、外貨建の営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (5) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注) 2. 参照）。

(単位：百万円)

| 勘定科目                                     | 連結貸借対照表計上額   | 時価          | 差額     |
|------------------------------------------|--------------|-------------|--------|
| (1) 現金及び預金                               | 2,945        | 2,945       | —      |
| (2) 受取手形及び売掛金<br>貸倒引当金                   | 7,698<br>△14 | 7,683       | —      |
| (3) 有価証券及び投資有価証券<br>満期保有目的の債券<br>その他有価証券 | 28<br>1,810  | 28<br>1,810 | 0<br>— |
| (4) 支払手形及び買掛金 ※1                         | (6,728)      | (6,728)     | —      |
| (5) 短期借入金 ※1                             | (1,450)      | (1,450)     | —      |
| (6) デリバティブ取引 ※2                          | 13           | 13          | —      |

※1. 負債に計上されているものについては（ ）で示しております。

※2. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、並びに(5)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2. 非上場株式(連結貸借対照表計上額215百万円)は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

## VI 賃貸等不動産に関する注記

当社及び一部の子会社では、大阪府・京都府を中心に、賃貸用マンション、店舗及び駐車場を有しております。2020年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は67百万円(賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は次のとおりであります。

(単位：百万円)

| 連結貸借対照表計上額 |       |       | 期末時価  |
|------------|-------|-------|-------|
| 期首残高       | 期中増減額 | 期末残高  |       |
| 1,524      | 104   | 1,629 | 1,743 |

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 期末時価は、不動産評価鑑定基準又はそれに準ずる方法により算定しております。

## VII 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 497円77銭

2. 1株当たり当期純利益 12円25銭

## VIII その他の注記

該当する事項はありません。

本連結計算書類中の記載金額は、表示数値未満の端数を切り捨てて表示しております。ただし、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益については、表示数値未満を四捨五入しております。

# 貸 借 対 照 表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目                | 金 額           | 科 目                  | 金 額           |
|--------------------|---------------|----------------------|---------------|
| <b>( 資 産 の 部 )</b> |               | <b>( 負 債 の 部 )</b>   |               |
| <b>流動資産</b>        | <b>13,264</b> | <b>流動負債</b>          | <b>8,324</b>  |
| 現金及び預金             | 2,185         | 受託販売未払金              | 88            |
| 受取手形               | 13            | 買掛金                  | 5,757         |
| 売掛金                | 6,694         | 短期借入金                | 1,450         |
| 商品及び製品             | 3,268         | 1年内返済予定の長期借入金        | 250           |
| 前払費用               | 43            | リース債務                | 1             |
| 関係会社短期貸付金          | 980           | 未払金                  | 327           |
| 未収消費税等             | 141           | 未払法人税等               | 74            |
| その他                | 417           | 未払費用                 | 68            |
| 貸倒引当金              | △479          | 賞与引当金                | 120           |
|                    |               | その他                  | 185           |
| <b>固定資産</b>        | <b>4,670</b>  | <b>固定負債</b>          | <b>3,550</b>  |
| <b>有形固定資産</b>      | <b>2,293</b>  | 社債                   | 500           |
| 建物                 | 728           | 長期借入金                | 500           |
| 構築物                | 33            | リース債務                | 4             |
| 機械及び装置             | 18            | 繰延税金負債               | 269           |
| 車輛及び運搬具            | 0             | 再評価に係る繰延税金負債         | 251           |
| 器具及び備品             | 106           | 退職給付引当金              | 1,520         |
| 土地                 | 1,401         | 役員退職慰労引当金            | 171           |
| リース資産              | 5             | その他                  | 333           |
| <b>無形固定資産</b>      | <b>68</b>     | <b>負 債 合 計</b>       | <b>11,874</b> |
| ソフトウェア             | 45            | <b>( 純 資 産 の 部 )</b> |               |
| 電話加入権              | 7             | <b>株主資本</b>          | <b>5,172</b>  |
| その他                | 14            | 資本金                  | 2,352         |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>2,309</b>  | 資本剰余金                | 497           |
| 投資有価証券             | 1,854         | 資本準備金                | 497           |
| 関係会社株式             | 273           | 利益剰余金                | 2,343         |
| 長期貸付金              | 365           | 利益準備金                | 37            |
| 破産更生債権等            | 645           | その他利益剰余金             | 2,305         |
| 固定化営業債権            | 799           | 繰越利益剰余金              | 2,305         |
| その他                | 69            | <b>自己株式</b>          | <b>△19</b>    |
| 貸倒引当金              | △1,699        | <b>評価・換算差額等</b>      | <b>887</b>    |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>17,935</b> | その他有価証券評価差額金         | 662           |
|                    |               | 繰延ヘッジ損益              | 7             |
|                    |               | 土地再評価差額金             | 217           |
|                    |               | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>6,060</b>  |
|                    |               | <b>負債・純資産合計</b>      | <b>17,935</b> |

# 損 益 計 算 書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目          | 金 額 |         |
|--------------|-----|---------|
| 売上高          |     | 112,732 |
| 売上原価         |     | 106,939 |
| 売上総利益        |     | 5,793   |
| 販売費及び一般管理費   |     | 5,652   |
| 営業利益         |     | 140     |
| 営業外収益        |     |         |
| 受取利息         | 16  |         |
| 受取配当金        | 104 |         |
| 受取賃貸料        | 121 |         |
| 貸倒引当金戻入額     | 40  |         |
| その他          | 17  | 300     |
| 営業外費用        |     |         |
| 支払利息         | 21  |         |
| 賃貸費用         | 77  |         |
| 為替差損         | 27  |         |
| その他          | 11  | 138     |
| 経常利益         |     | 303     |
| 特別損失         |     |         |
| 減損損失         | 7   | 7       |
| 税引前当期純利益     |     | 296     |
| 法人税、住民税及び事業税 | 53  |         |
| 法人税等調整額      | 110 | 164     |
| 当期純利益        |     | 131     |

# 株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                                                     | 株 主 資 本 |           |              |           |               |              |      |             |
|-----------------------------------------------------|---------|-----------|--------------|-----------|---------------|--------------|------|-------------|
|                                                     | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |              | 利 益 剰 余 金 |               |              | 自己株式 | 株主資本<br>合 計 |
|                                                     |         | 資本準備金     | 資本剰余金<br>合 計 | 利益準備金     | その他利<br>益剰余金  | 利益剰余金<br>合 計 |      |             |
|                                                     |         |           |              |           | 繰越利益<br>剰 余 金 |              |      |             |
| 2019年4月1日 残高                                        | 2,352   | 497       | 497          | 28        | 2,264         | 2,293        | △19  | 5,123       |
| 事業年度中の変動額                                           |         |           |              |           |               |              |      |             |
| 剰 余 金 の 配 当                                         |         |           |              |           | △82           | △82          |      | △82         |
| 利 益 準 備 金 の 積 立                                     |         |           |              | 8         | △8            | －            |      | －           |
| 当 期 純 利 益                                           |         |           |              |           | 131           | 131          |      | 131         |
| 自 己 株 式 の 取 得                                       |         |           |              |           |               |              | △0   | △0          |
| 株 主 資 本 以 外 の<br>項 目 の 事 業 年 度<br>中 の 変 動 額 ( 純 額 ) |         |           |              |           |               |              |      |             |
| 事業年度中の変動額合計                                         | －       | －         | －            | 8         | 41            | 49           | △0   | 49          |
| 2020年3月31日 残高                                       | 2,352   | 497       | 497          | 37        | 2,305         | 2,343        | △19  | 5,172       |

|                                                     | 評 価 ・ 換 算 差 額 等               |                  |                     |          |                               | 純資産合計 |
|-----------------------------------------------------|-------------------------------|------------------|---------------------|----------|-------------------------------|-------|
|                                                     | そ の 他<br>有 価 証 券<br>評 価 差 額 金 | 繰 延 ヘ ッ ジ<br>損 益 | 土 地<br>再 評 価<br>差 額 | 地 価<br>金 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 ・ 換 算<br>等 計 |       |
| 2019年4月1日 残高                                        | 874                           | 4                | 217                 |          | 1,097                         | 6,220 |
| 事業年度中の変動額                                           |                               |                  |                     |          |                               |       |
| 剰 余 金 の 配 当                                         |                               |                  |                     |          |                               | △82   |
| 利 益 準 備 金 の 積 立                                     |                               |                  |                     |          |                               | －     |
| 当 期 純 利 益                                           |                               |                  |                     |          |                               | 131   |
| 自 己 株 式 の 取 得                                       |                               |                  |                     |          |                               | △0    |
| 株 主 資 本 以 外 の<br>項 目 の 事 業 年 度<br>中 の 変 動 額 ( 純 額 ) | △212                          | 3                | －                   |          | △209                          | △209  |
| 事業年度中の変動額合計                                         | △212                          | 3                | －                   |          | △209                          | △159  |
| 2020年3月31日 残高                                       | 662                           | 7                | 217                 |          | 887                           | 6,060 |

(個別注記表)

## I 重要な会計方針に係る事項

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法を採用しております。

子会社株式及び

移動平均法による原価法を採用しております。

関連会社株式

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げ方法により算定）を採用しております。

#### (2) たな卸資産

時価法を採用しております。

#### (3) デリバティブ

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 7～50年

機械装置及び運搬具 6～17年

器具及び備品 4～20年

#### (2) 無形固定資産

（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

#### (3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額基準に基づき計上しております。

#### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

また、執行役員の退職金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を合わせて計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約取引については、振当処理の要件を充たしている場合は振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

為替予約

ヘッジ対象

外貨建金銭債権債務及び予定取引

(3) ヘッジ方針

当社は主に内規である「経理規程」及び「輸出入取引に伴う外国為替管理規程」に基づき、外貨建取引について、該当部署が実需の範囲内で個別に為替予約を実施し、全体のポジションは経理部が管理し、為替変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の資産・負債等に関する重要な条件が同一であり、有効性がおおむね100%であることが明らかであるため、有効性の判定は省略しております。

## 5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- (1) 退職給付に係る会計処理 計算書類における未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の取扱いが連結計算書類と異なっており、個別貸借対照表においては、退職給付債務に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を加減した額から年金資産を控除した額を退職給付引当金に計上しております。
- (2) 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。

## Ⅱ 貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産

中央卸売市場にて卸売業務を行うための預託保証金として次の資産を担保に供しております。

- |                       |        |
|-----------------------|--------|
| 投資有価証券                | 28百万円  |
| 2. 有形固定資産の減価償却累計額     | 710百万円 |
| 3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 |        |
| 短期金銭債権                | 57百万円  |
| 短期金銭債務                | 625百万円 |
| 4. 土地の再評価             |        |

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、2002年3月31日に事業用の土地の再評価を行い、評価差額のうち、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。なお、当期末の時価と再評価後の帳簿価額との差額は305百万円であります。

## Ⅲ 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

- |            |          |
|------------|----------|
| 売上高        | 499百万円   |
| 営業費用       | 6,012百万円 |
| 営業取引以外の取引高 | 40百万円    |

## Ⅳ 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の総数

(単位：株)

| 株 式 の 種 類 | 当事業年度期首株<br>式 数 | 当 事 業 年 度<br>増 加 株 式 数 | 当 事 業 年 度<br>減 少 株 式 数 | 当 事 業 年 度 末<br>株 式 数 |
|-----------|-----------------|------------------------|------------------------|----------------------|
| 普通株式      | 49,899          | 32                     | —                      | 49,931               |
| 合計        | 49,899          | 32                     | —                      | 49,931               |

(注) 普通株式の自己株式の増加は、全て単元未満株式の買取りによるものであります。

## V 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### (繰延税金資産)

|           |           |
|-----------|-----------|
| 退職給付引当金   | 463百万円    |
| 役員退職慰労引当金 | 52百万円     |
| 貸倒引当金     | 664百万円    |
| 賞与引当金     | 42百万円     |
| 関係会社株式    | 88百万円     |
| 減損損失      | 37百万円     |
| 繰越欠損金     | 590百万円    |
| その他       | 91百万円     |
| 繰延税金資産小計  | 2,032百万円  |
| 評価性引当額    | △2,005百万円 |
| 繰延税金資産合計  | 26百万円     |

### (繰延税金負債)

|               |         |
|---------------|---------|
| その他有価証券評価差額金  | △289百万円 |
| その他           | △5百万円   |
| 繰延税金負債合計      | △295百万円 |
| 繰延税金資産(負債)の純額 | △269百万円 |

## VI 関連当事者との取引に関する注記

### 1. 親会社及び法人主要株主等

| 種類               | 会社等の名称  | 議決権等の所有<br>(被所有)割合 | 関連当事者との<br>関係           | 取引の内容 | 取引金額<br>(百万円) | 科目  | 期末残高<br>(百万円) |
|------------------|---------|--------------------|-------------------------|-------|---------------|-----|---------------|
| その他の<br>関係<br>会社 | 日本水産(株) | 被所有<br>直接31%       | 商品の<br>売<br>買<br>受<br>入 | 商品の買付 | 仕入 5,894      | 買掛金 | 614           |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 日本水産(株)からの商品の買付については、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件にて行っております。

### 2. 子会社及び関連会社

| 種類  | 会社等の名称    | 議決権等の所有<br>(被所有)割合 | 関連当事者との<br>関係                                         | 取引の内容 | 取引金額<br>(百万円) | 科目            | 期末残高<br>(百万円) |
|-----|-----------|--------------------|-------------------------------------------------------|-------|---------------|---------------|---------------|
| 子会社 | 大阪東部冷蔵(株) | 所有<br>直接100%       | 商品の<br>買<br>取<br>引<br>の<br>保<br>助<br>任<br>務<br>兼<br>行 | 資金の貸付 | —             | 関係会社<br>短期貸付金 | 727           |
| 子会社 | 丸魚食品(株)   | 所有<br>直接100%       | 商品の<br>買<br>取<br>引<br>の<br>保<br>助<br>任<br>務<br>兼<br>行 | 資金の貸付 | —             | 関係会社<br>短期貸付金 | 252           |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 上記両社に対する資金の貸付は、キャッシュ・マネジメント・システムを使用しております。契約期間は1年とし、利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。また、取引は同システムにより反復的に行っているため、期末残高のみ表示しております。

なお、担保は受け入れておりません。

2. 大阪東部冷蔵(株)及び丸魚食品(株)への関係会社短期貸付金に対し、それぞれ408百万円、62百万円の貸倒引当金を計上しております。

## VII 1株当たり情報に関する注記

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 441円59銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 9円60銭   |

## VIII その他の注記

該当する事項はありません。

本計算書類中の記載金額は、表示数値未満の端数を切り捨てて表示しております。ただし、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益については、表示数値未満を四捨五入しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

株式会社大水  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 梅原 隆 (印)  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 仲下 寛司 (印)  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社大水の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大水及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

株式会社大水  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 梅原 隆 (印)  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 仲下 寛司 (印)  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1項の規定に基づき、株式会社大水の2019年4月1日から2020年3月31日までの第85期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第85期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月18日

株式会社 大 水 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 内 山 和 彦 ㊟

監 査 役(社外監査役) 百 々 季 仁 ㊟

監 査 役(社外監査役) 傍 島 康 之 ㊟

以 上

